

令和8年度

業 務 委 託 仕 様 書

業 務 名 月寒中学校仮設校舎賃貸借

- 1 業務名
月寒中学校仮設校舎賃貸借
- 2 設置場所
札幌市立月寒中学校敷地内（札幌市豊平区月寒2条2丁目543-1ほか）
- 3 業務概要
月寒中学校のリニューアル改修工事に伴う、仮設校舎の設置・撤去及び賃貸借に係る業務
- 4 規格・仕様等
 - (1) 賃貸借物件
月寒中学校仮設校舎
 - (2) 整備概要

ア	仮設校舎（東棟）	：鉄骨造2階建て	延べ面積	2,519㎡
イ	仮設校舎（西棟）	：鉄骨造2階建て	延べ面積	2,519㎡
ウ	仮設渡り廊下（1）	：鉄骨造2階建て	延べ面積	33.6㎡
エ	仮設渡り廊下（2）	：鉄骨造1階建て	延べ面積	40.5㎡
オ	仮設物置（1）	：鉄骨造平屋建て	延べ面積	79.3㎡
カ	仮設物置（2）	：鉄骨造平屋建て	延べ面積	4.7㎡
キ	仮設物置（3）	：鉄骨造平屋建て	延べ面積	4.7㎡
ク	その他、既存屋内運動場との接続（設備含む）・屋外工事等			
 - (3) 整備内容
別添設計図書による
- 5 契約期間
本契約締結の日から令和11年12月20日までとし、各期間は下記のとおりとする。
なお、各期間は、建物の建設に係る建築基準法第18条による検査等及び学校の引越等の日程を踏まえ、教育施設という特性に配慮し、教育環境に支障をきたさないよう学校管理者との協議により調整し、遵守すること。
 - (1) 建物の建設期間
本契約締結の日から令和9年3月24日まで。（建築基準法第18条による検査は令和9年3月17日までに実施。）
 - (2) 建物の賃貸借期間
令和9年3月25日から令和11年8月15日まで
 - (3) 建物の解体・撤去期間
令和11年8月16日から令和11年12月20日まで
- 6 契約金額
契約金額の按分方法については、下記のとおりとする。なお、下記計算式内に1円未満の端数が生じた場合は原則として四捨五入し、合計金額が入札書記載金額と合わ

ない場合は調整を行う。

- (1) 仮設校舎の建設費（既設校舎等に係る改修・解体工事費を含む。）
（入札書記載金額×73%）+消費税及び地方消費税の額
- (2) 仮設校舎賃貸借料(1ヶ月あたり)
{(入札書記載金額×9%)/28.7} +消費税及び地方消費税の額
（令和9年3月25日～令和9年3月31日および令和11年8月1日～令和11年8月24日の賃貸借料は、当該月の暦日数に基づく日割計算により算定した額とする。）
- (3) 仮設校舎の解体・撤去費
（入札書記載金額×18%）+消費税及び地方消費税の額

7 一般事項

- (1) 関係法令に遵守すること。（特に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」改正政令(令和7月6月1日施行)に留意すること。）
- (2) 建築許可・仮使用申請について速やかに行い、建設に十分な工程を確保すること。
- (3) 現地の特性を十分に把握し、各段階の計画書を作成し、業務主任と綿密な打合せを行い、指示を受けること。
- (4) 業務にあたり、建設副産物発生抑制や再利用の観点から重視して業務を遂行する。
- (5) 業務を行う者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。また、関係法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うものとする。
- (6) 本業務の実施において、災害、事故等が発生した場合は、賃貸人は直ちに適切な措置を行うと共に、原因、経緯、被害状況について遅滞なく賃借人に報告するものとする。特に第三者に損害を及ぼした場合は、直ちに賃借人に報告すると共に賃貸人の責任において早期かつ適切な解決を図ること。
- (7) この仕様書に明記されていない事項については、本市との協議によること。

8 連絡先

札幌市教育委員会 総務部 学校施設課 施設整備係 黒川 寛人
電話：011-211-3832 FAX：011-211-3837
メールアドレス：seibihozen@city.sapporo.jp